

◆ 所有車の年税額を確認しましょう

# 令和2年度軽自動車税種別割の税率

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp

## ■原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

区分	種別（排気量など）	年税額（円）
原動機付自転車	50 cc 以下	2,000
	50 cc 超～90 cc 以下	2,000
	90 cc 超～125 cc 以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターなど）	2,400
	その他（フォークリフトなど）	5,900
二輪の軽自動車	125 cc 超～250 cc 以下	3,600
二輪の小型自動車	250 cc 超	6,000



## ■三輪以上の軽自動車

区分	種別	年税額（円）			
		平成27年3月31日以前新規登録*車両	平成27年4月1日以後新規登録*車両	新規登録*後13年経過車両	
軽自動車	三輪車	3,100	3,900	4,600	
	四輪乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	四輪貨物	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000
被けん引車	2,400	3,600	—		

\* 新規登録…初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたことをいいます。

### ○軽自動車税種別割のグリーン化特例（税率の軽減）

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規登録\*した三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、令和2年度の税率が軽減されます。

区分	種別	令和2年度の年税額（円）				
		軽減なし	①おおむね75%軽減	②おおむね50%軽減	③おおむね25%軽減	
軽自動車	三輪車	3,900	1,000	2,000	3,000	
	四輪乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	四輪貨物	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800
被けん引車	3,600	—	—	—		

\* 新規登録…初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたことをいいます。

①電気自動車・天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減車）

②乗用：令和2年度燃費基準+30%達成車  
貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車

③乗用：令和2年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車

※②と③は、平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減車で、かつガソリン車に限ります。

※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## ◆手続きは3月中にしましょう

## 軽自動車・原動機付自転車などの手続き

【問い合わせ】課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されるため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中し、大変混雑します。これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。※普通自動車も同様です。

販売業者などに廃車手続きを依頼して、ナンバープ

## 減免を受けるには毎年申請が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税種別割の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限の6月1日(月)までに減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

※この申請は、現在減免を受けている人が引き続き減免を受ける場合も必要です。

レートごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているかを、車両を引き渡した販売業者などに再度確認してください。

※必要書類などは車種や手続きの内容によって異なります。必ず事前にお問い合わせください。

※すべての手続きに、窓口へ来た人の身分証明書が必要です。

## 【問い合わせ】

○三・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会三重事務所

☎ 050-3816-1779

○二輪の軽自動車・小型自動車について

中部運輸局三重運輸支局

☎ 050-5540-2055

○原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車について

課税課・各支所住民福祉課

## ◆4月1日から使用料金が変わります

## 斎苑使用料金の改定

【問い合わせ】市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641 ✉ shimin@city.iga.lg.jp

## ◆料金表

区分		単位	使用料 (円)	
			市内	市外
遺体	12歳以上	1体につき	12,600	63,000
	12歳未満	//	10,500	52,500
	妊娠4月以上の胎児	//	3,150	42,000
小動物		1匹につき収骨なし	4,200	21,000
		1匹につき収骨あり	8,400	42,000
霊安室		1日につき	2,100	10,500

①遺体の「市内」使用料は死亡者（妊娠4月以上の胎児を除く。）が死亡時に伊賀市に住所があった場合。妊娠4月以上の胎児は、父または母のいずれかが伊賀市に住所がある場合の料金です。

②小動物・霊安室の「市内」使用料は、使用者が伊賀市に住所がある場合の料金です。

※①または②に当てはまらない場合の料金は「市外」

使用料となります。

※「1日」とは、午前0時から午後12時までです。なお、1日未満の場合でも1日とします。

※定住自立圏域（笠置町・南山城村・山添村）に住んでいる人は、定住自立圏域使用料金（市外使用料の約60%）となります。